

鳥取県公報

平成30年2月23日(金) 第8978号

毎週火·金曜日発行

2
2
O

示

鳥取県告示第90号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定に 基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成30年2月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

明型者の氏々豆		长力力工士原用中	松台市工士原民由		
開設者の氏名又	開設者の住所	指定自立支援医療	指正目立文援医療	自立支援医療の	指定年月日
は名称	1/10 EX 10 V/ [LL//]	機関の名称	機関の所在地	種類	16/2 //1
株式会社あじさ	奈良県奈良市藤ノ	さくら薬局 卯垣	鳥取市卯垣四丁目	育成医療、更生	平成29年12月
い地所	木台三丁目20-2	店	101 — 1	医療、精神通院	1 日
	-1			医療	
医療法人つのだ	境港市外江町2275	つのだ内科・循環	境港市外江町2275	精神通院医療	平成30年1月
内科·循環器内	- 1	器内科クリニック	- 1		1 日
科クリニック					
株式会社大陽堂	倉吉市上井27-1	大陽堂薬局本店	倉吉市上井27-1	育成医療、更生	
薬局				医療、精神通院	"
				医療	
,,	JJ	大陽堂薬局新町店	倉吉市新町三丁目	,,	
"	"		1081 — 6	"	"
"	"	大陽堂薬局山根店	倉吉市山根415-4	"	"
株式会社あかつ	鳥取市湖山町南三	あかつき薬局	鳥取市湖山町南三	JJ	平成30年1月
き	丁目301-2		丁目301-2	,,	11日

鳥取県告示第91号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅 サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年2月23日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口

事業者の名称又	指定に係る事業	指定に係る事業	尼山年日日	廃止年月日	サービスの
は氏名	所の名称	所の所在地	届出年月日	廃止 平月日	種類
國森 英津子	あかつき薬局	鳥取市湖山町南	平成30年2月6	平成30年1月10	居宅療養管
		三丁目301-2	日	日	理指導
有限会社エフエ	アイ・プラス薬局	鳥取市上魚町14	平成30年2月13	平成29年12月31	,,,
ムエルサービス		- 5	日	日	"
"		鳥取市南隈163-	11 11	,,	,,
"	南隈店	3		"	"

鳥取県告示第92号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当 該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告 示する。

平成30年2月23日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

は氏名	所の名称	所の所在地			種類
國森 英津子	あかつき薬局	鳥取市湖山町南	平成30年2月6	平成30年1月10	介護予防居
		三丁目301-2	日	日	宅療養管理
					指導
有限会社エフエ	アイ・プラス薬局	鳥取市上魚町14	平成30年2月13	平成29年12月31	.,
ムエルサービス		- 5	日	日	"
	アイ・プラス薬局	鳥取市南隈163-	.,	.,	,,
"	南隈店	3	"	11	"

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国 家公安委員会規則第20号)第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成30年2月23日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級 空港保安警備業務 1級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験

平成30年5月31日(木)午前9時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

平成30年7月21日(土)午前8時30分から午後5時まで

- 3 実施場所
 - (1) 学科試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

(2) 実技試験

広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター

4 受検定員

5名

- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 乗客等の接遇に関すること。
 - エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査(以下「手荷物等検査」という。)に関すること。
 - オ空港に関すること。
 - カ 空港保安警備業務の管理に関すること。
 - キ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関するこ کی ۔
 - (2) 実技試験
 - ア 乗客等の接遇に関すること。
 - イ 手荷物等検査に関すること。
 - ウ 空港保安警備業務の管理に関すること。
 - エ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関するこ と。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、 次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 空港保安警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明 書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 7 検定申請書の受付期間

平成30年5月7日(月)から同月11日(金)までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること(持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。)。 なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあっては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあっては、当該営業所の所在地 を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあっては、当該営業所に属す ることを疎明する書面
- (3) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメ ートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉
- (4) 6の(1)に該当する者にあっては、そのことを疎明する書面
- (5) 6の(2)に該当する者にあっては、1級検定受検資格認定書の写し
- 10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼 り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
- (2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (3) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23 -0110(代))にすること。

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国 家公安委員会規則第20号)第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成30年2月23日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
 - 空港保安警備業務 2級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験

平成30年5月31日 (木) 午前9時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

平成30年7月7日(土)午前8時30分から午後5時まで

3 実施場所

(1) 学科試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター

4 受検定員

5名

- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ法令に関すること。
 - ウ 乗客等の接遇に関すること。
 - エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査(以下「手荷物等検査」という。)に関すること。

 - カ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 乗客等の接遇に関すること。
 - イ 手荷物等検査に関すること。
 - ウ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。

7 検定申請書の受付期間

平成30年5月7日(月)から同月11日(金)までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること(持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。)。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあっては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあっては、当該営業所の所在地 を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあっては、当該営業所に属す ることを疎明する書面
- (3) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメ ートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)
- 10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼 り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

- 11 その他
 - (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
 - (2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
 - (3) 受検者は、筆記用具を持参すること。
 - (4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23 -0110(代))にすること。